

東京都立足立高等学校（定時制課程） 「いじめ防止基本方針」

平成26年10月31日
校 長 決 定

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）本校のいじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある人権侵害である。

足立高校では在籍するすべての生徒が安心して通い、充実した学校生活を送ることができるよう、全教職員がいじめは絶対に許さないという強い姿勢で臨む。

そしていじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合は迅速かつ適切に対応するために都立足立高校「いじめ防止基本方針」を定める。

（2）いじめの定義

本基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（3）いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。また、ほかの生徒に対して行われるいじめを黙認・放置してはならない。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、本校に在籍するすべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民並びに関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

（1）「学校いじめ対策委員会」の設置

ア 設置の目的

本委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して通える学校づくりを推進することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成
- いじめ問題に関する校内研修会の計画・実施
- 学校評価等による取組の検証と基本方針の見直し

ウ 会議

各学期2回を原則とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

エ 構成員

構成員は、副校長、生活指導主任、養護教諭、1学年担当者、2学年担当者、3学年担当者、スクールカウンセラー、その他校長が任命する教員とする。

(2) 学校サポートチームの設置

ア 設置の目的

学校サポートチームは学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめの早期発見のために学校だけで解決が困難な場合に助言及び支援を行うために設置する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会への参加
- いじめに関する相談・通報への対応及び情報収集
- いじめに関する事実関係の聞き取り
- いじめ事案への対応検討

ウ 会議

学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめの早期解決のために学校で解決が困難な場合に助言及び支援を行うためにいじめ対策委員会に参加する。

エ 構成員

学校サポートチームは、学校運営連絡協議委員及び綾瀬警察署スクールサポーター等で構成する。

4 段階に応じた具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止のための取組

- ①いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの実態や特質等について校内研修会（年3回実施）や職員会議をとおして共通理解を図る。
- ②生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするために、年に3回程度「いじめに関する授業等」を実施する。
- ③教育活動全般をとおして日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成するとともに、教員が生徒の変化を見逃さないために生徒とかかわ

る時間を多くするよう努める。

④生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

⑤生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。

⑥学校行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

①いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 生徒対象いじめアンケート調査年3回

イ 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り年3回

②生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。

ア スクールカウンセラーの活用

イ いじめ相談窓口の設置

ウ 相談室便り等を活用した生徒・保護者への周知

③相談・通報のあった事案について、「学校いじめ対策委員会」を核とした迅速な対応

(3) いじめの早期解決のための取組み

①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその場でいじめをやめさせる。

②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。

③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、全教職員の共通理解のもと、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

④いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

⑤はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

①発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるよう、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行うとともに保護者に対してネット上のいじめ防止について周知する。

②ネット上の不適切な書き込みについて、直ちに適切な措置を講ずるが、場合によっては所轄警察署に通報し助言を受ける。

(5) 重大事態への対処

- ①いじめを受けた生徒の安全の確保及び落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ②発生した重大事態のいじめ事案に関して徹底して調査する。
- ③調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報の提供と説明を行う。
- ④東京都教育委員会へ迅速かつ正確に調査結果を報告する。

5 教職員研修計画

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による年3回の校内研修の充実を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策について

(1) 保護者との連携

- ①保護者会や学校便りを活用し、学校でのいじめの現状や取り組みを発信し、家庭での協力を依頼する。

7 地域及び関係機関との連携について

- ①日頃から地域住民等と連絡を取り合い、いじめが起こった場合、必要に応じて協力を得ながら対応する。
- ②犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等との連携した対応をする。
- ③学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2点を学校評価項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に対する取り組みについて
- (2) いじめの再発を防止するための取組について

附則

この方針は、平成26年10月31日より公布施行する。

附則

この方針は、令和7年4月1日より施行する。